

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。

ご家族の保険料も控除の対象です。

生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。

申告の際は納付を証明する書類が必要です。

国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合、申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。

令和3年内に納付された保険料は令和3年分として申告できます。

- ・この証明書に記載された保険料額に、あとから納付された保険料額がある場合は合算して申告してください。（当該保険料分の「領収証書」も申告書に添付等が必要です。）
- ・あとから納付された保険料額を反映させた控除証明書を再発行することができません。
- ・領収証書をなくされた方や再発行をご希望の方は、左記の『ねんきん加入者ガイドブック』までご連絡ください。

保険料納付は、口座振替が便利でお得！

毎月の口座振替を早割にするとお得です。

口座振替には早割制度があり、毎月の保険料額が50円割引になります。

保険料を口座振替で前納されると、もっとお得です。

前納は6カ月前納、1年前納または2年前納により納めることができます。口座振替での前納は、毎年2月末日がお申し込みの期限です。

詳細については、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

社會保險料(國民年金保險料)控除証明書(控)

樣 杰 忠 金 3157-664291
名 氏 者 險 保 被
號 番 金 年 礎 基

令和3年中(令和3年1月1日から令和3年9月30日まで)に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりです。

(令和3年9月30日現在)

①納付済額	納付済保険料の証明額	195,780 円
-------	------------	--------------

②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	***** 円
------	------------------------------	------------

③合計額	①納付済額 + ②見込額 (②見込額がある場合に表示)	*****
------	--------------------------------	-------

納付状況の内訳

[illegible]